

保存期間	3年（令和8年12月31日まで）
有効期間	3年（令和8年12月31日まで）

福 警 総 第 3 4 8 号

令 和 5 年 3 月 3 1 日

各部長
殿
各所属長

警察本部長

個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報取扱事業者等への対応について

（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、法第150条第1項の規定により個人情報保護委員会から事業所管大臣に権限が委任された個人情報取扱事業者等（法第146条第1項に規定する個人情報取扱事業者等をいう。以下同じ。）への対応の適正化を図るため、下記のとおり対応要領を制定したので、その適正な運用に努められたい。

なお、「個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報取扱事業者等への対応について（通達）」（令和3年1月4日付け、福警総第1号）は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、法第26条第1項（漏えい等の報告等）、第146条第1項（報告及び立入検査）、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条（送達に関する民事訴訟法の準用）、第163条（公示送達）並びに第164条（電子情報処理組織の使用）の規定による権限の行使に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 警察委任事業者 福岡県公安委員会が所管する事業者（別添参照）の内、福岡犯罪被害者支援センター及び福岡県暴力追放運動推進センターをいう。

- (2) 警察所管事業者 福岡県公安委員会が所管する事業者の内、警察委任事業者を除く事業者をいう。
- (3) 本庁委任事業所管課長 警察委任事業者を所管する警察庁の内部部局の課（課に準ずるものを含む。）の長をいう。
- (4) 本部委任事業所管課長 警察委任事業者を所管する事務を担当する警察本部の総務部被害者支援・相談課及び暴力団対策部組織犯罪対策課の長をいう。
- (5) 本庁事業所管課長 警察所管事業者を所管する警察庁の内部部局の課（課に準ずるものを含む。）の長をいう。
- (6) 本部事業所管課長 警察所管事業者を所管する事務を担当する警察本部の課の長をいう。
- (7) 個人データ 特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成した個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (8) 認定個人情報保護団体 個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、民間団体による自主的な取組みを支援することを目的として個人情報保護委員会の認定を受けた団体をいう。

3 漏えい等事案を受理した場合の措置

- (1) 警察委任事業者による漏えい等事案を受理した場合（法第26条第1項の規定による権限の行使）

本部委任事業所管課長は、警察委任事業者が、福岡県公安委員会に対し、当該事業者保有に係る個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める事態の発生を報告してきたときは、総務部総務課長に連絡の上、これを受理するとともに、直ちに、本庁委任事業所管課長に報告しなければならない。

- (2) 警察所管事業者による漏えい等事案を受理した場合

本部事業所管課長は、警察所管事業者が、福岡県公安委員会に対し、当該事業者保有に係る個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定める事態の発生を報告してきたときは、当該事業者に対して個人情報保護委員会へ報告するよう教示するものとする。

4 報告及び立入検査の実施要領等（法第146条第1項の規定による権限の行使）

- (1) 報告及び立入検査の実施基準

法第146条第1項に規定する「報告及び立入検査」（以下「検査等事務」という。）は、

個人情報取扱事業者等による個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために、個人情報保護委員会が法第148条の規定による「勧告及び命令」を効果的に行う上で必要があると認められる次のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

- ア 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合
- イ 効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために警察が有する専門知識を特に活用する必要がある場合

(2) 検査等事務の実施要領

ア 関係所属との連携

本部委任事業所管課長は、警察委任事業者に対し、(1)の規定に該当する事案を認めたときは、総務部総務課長と協議の上、検査等事務を行うものとする。この場合において、本部委任事業所管課長は、あらかじめ通知することが困難な場合を除き、当該事案の概要を本庁委任事業所管課長に通知するものとする。

イ 報告又は資料の提出を要求する場合

(ア) 本部委任事業所管課長は、警察委任事業者に対して検査等事務による必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第1号）を作成し、当該事業者に交付するものとする。この場合において、本部委任事業所管課長は、当該事業者から受領書（様式第2号）を徴するものとする。

(イ) (ア)の場合において、本部委任事業所管課長は、報告・資料提出要求書及び受領書の写しを総務部総務課長に送付するものとする。

(ウ) 本部委任事業所管課長は、警察委任事業者から検査等事務による報告書又は資料の提出を受けたときは、当該事業者からの報告書又は資料の写しを総務部総務課長に送付するものとする。

ウ 立入検査を実施する場合

本部委任事業所管課長は、警察委任事業者に対し、個人情報等の取扱いに関する質問、又は帳簿書類その他の物件を検査する必要があるときは、検査等事務による立入検査を実施するものとする。

立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

エ 実施結果の報告

本部委任事業所管課長は、検査等事務を実施したときは、その結果を直ちに福岡県公安

委員会に報告するとともに、報告書（様式第3号）により、本庁委任事業所管課長に報告しなければならない。この場合において、本部委任事業所管課長は、報告書の写しを総務部総務課長に送付するものとする。

5 上記以外の権限の行使

本部委任事業所管課長は、警察委任事業者に対し、上記3又は4以外の権限（検査等事務に係る書類の送達等）を行使しようとするとき又はその権限を行使したときは、総務部総務課長に連絡の上、直ちに、報告書（様式第3号）により、本庁委任事業所管課長に報告しなければならない。

6 適当な措置を求める場合の報告

(1) 本部事業所管課長は、警察所管事業者に対して、4(1)の規定に該当する事案を認めたときは、総務部総務課長に連絡の上、個人情報保護委員会に対し適当な措置を取るべきことを求めることを本庁事業所管課長に報告するものとする。

(2) 本部委任事業所管課長及び本部事業所管課長が、警察委任事業者及び警察所管事業者に対し、法第147条に規定する「指導及び助言」又は法第148条に規定する「勧告及び命令」を行使する必要があると認めたときも(1)と同様とする。

7 委任された権限を行使するときの留意事項

(1) 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。

(2) 権限の行使に当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることをないようにすること。

(3) 法第57条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に、当該者に対して個人情報取扱事業者等が個人情報を提供する行為については、検査等事務の権限を行使しないこと。

8 認定個人情報保護団体に関する教示

認定個人情報保護団体についての問合せ等を受理したときは、窓口である個人情報保護委員会に問合せを行うように教示するものとする。

9 関係書類の保存

(1) 本部委任事業所管課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
個人情報取扱事業者等関係	報告・資料提出要求書	5年

	受領書	
	報告書	

(2) 総務部総務課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
個人情報取扱事業者等関係	報告・資料提出要求書（写し）	5年
	受領書（写し）	
	報告書（写し）	

主務課係名	総務課情報公開係	電話番号	2 1 4 5
-------	----------	------	---------

福岡県公安委員会が所管する事業者一覧

1 警察委任事業者

No.	事業者	法令	主管課
1	犯罪被害者等早期援助団体 (福岡犯罪被害者支援センター)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)	被害者支援・相談課
2	都道府県暴力追放運動推進センター (福岡県暴力追放運動推進センター)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	組織犯罪対策課

2 警察所管事業者

No.	事業者	法令	主管課
1	自転車防犯登録業者	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)	生活安全総務課
2	警備業者	警備業法(昭和47年法律第117号)	生活保安課
3	探偵業者	探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)	
4	風俗営業者	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	
5	店舗型性風俗特殊営業を営む者		
6	無店舗型性風俗特殊営業を営む者		
7	映像送信型性風俗特殊営業を営む者		
8	店舗型電話異性紹介営業を営む者		
9	無店舗型電話異性紹介営業を営む者		
10	飲食店営業者		
11	興行場営業を営む者		
12	特定性風俗物品販売等営業を営む者		
13	接客業務受託営業を営む者		
14	都道府県風俗環境浄化協会		
15	古物商	古物営業法(昭和24年法律第108号)	
16	古物市場主		
17	古物競りあつせん業者	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	
18	質屋		質屋営業法(昭和25年法律第158号)
19	指定射撃場の設置者及び管理者		
20	教習射撃場の設置者及び管理者	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)	
21	猟銃保管業者		
22	インターネット異性紹介事業者		
23	自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	交通企画課
24	都道府県交通安全活動推進センター	道路交通法(昭和35年法律第105号)	交通指導課
25	確認事務の委託を受けるために都道府県公安委員会の登録を受けた法人		
26	届出自動車教習所		運転免許試験課
27	指定自動車教習所		
28	指定講習機関		
29	認定運転免許取得者教育を行う者		